

2020年4月10日

新型コロナウイルス対策についての緊急要望

日本共産党交野市会議員団

皿海 ふみ

藤田 菜里

北尾 学

新型コロナウイルス感染症の拡大防止や、市民生活を守る対応・支援に、連日ご尽力いただいていることに敬意を表します。

4月7日に緊急事態宣言が発令され、感染拡大防止の取り組みや、営業や仕事の休業などにより深刻化する市民のくらしの支援、学校休業中の子どもたちの生活と安全を守る取り組みなど、国や府、交野市の果たすべき役割はますます重要になっています。

日本共産党交野市会議員団は、以下の点について、交野市が緊急に取り組むことを要望します。

1. 市民のいのちとくらしを守るために

(1) 新型コロナウイルス感染症にかかわって、市民がなんでも相談できる「総合相談窓口」をもうけること。

(2) 市民に、新型コロナウイルス感染症にかかわる情報や利用できる国・府・市の支援制度、現在の警戒段階（フェーズ）などを分かりやすく周知すること。

(3) 感染者情報については、感染者の人権を守り個人情報特定されない配慮を行いつつ、市民に正確な情報提供を丁寧に行うよう努めること。

(4) 自粛要請等による収入減少などにより納税、保険料（国保、介護、後期高齢）や上下水道料金等の支払いが困難となる世帯に対し、支払い猶予や減免など柔軟な対応を行うこと。差し押さえなど滞納処分は基本的に行わないこと。

(5) 感染拡大防止の観点から、国民健康保険の資格証明書発行世帯にたいし、健康保険証を交付すること。

(6) 国民健康保険料や介護保険料等の減免制度を拡充させ、減免制度を市民に広く周知すること。特別徴収者が手続きできないがために救済策から漏れることにならないよう、保険料引落しを一時中断し、各被保険者の状況確認後同意を得て再開する、などの対応も検討すること。

(7) 「交野市生計援助資金」の要件を緩和し、利用しやすくすること。（保証人なし、貸付上限20万円の増額など）

(8) 各種手続きについて、受付期間の延長を柔軟に行うこと。

(9) 医療・福祉関係機関や、妊婦・持病のある方などに、市がマスクの提供を引き続きすすめること。

(10) 医師会等や関係機関とも協力し、市内公共施設や屋外など安全で利便性のよい場所に、発熱外来を設置すること。

2. 営業・雇用を守るために

(11) 市内事業者への影響を調査し、事業者の損失や売上、収入の減少などにたいし、利用可能な支援制度を周知すること。

(12) 大阪府の緊急融資等が使い勝手の良いものとなるよう事業者の声を聞き、府に要望すること。また窓口となっている市担当課や社会福祉協議会の体制強化などを支援すること。

(13) 大阪府の自粛要請をうけて、営業や事業休止を行った場合に、その補償を国の責任で確実にを行うことを求めるとともに、市独自の救済措置を講じること。

(14) 公共施設が閉館中であっても指定管理者が従業員に正当に給料を支払うよう、行政として指導・監督すること。

(15) 学校給食など、市の事業休止にかかわる事業者等に、確実な補償が行き届くようにすること。

(16) 経済状況の悪化により、内定取り消しや雇い止めになった人などを、交野市の職員として雇用の確保に努めること。

3. 子どもを守るために

(17) 日々の状況が変わるなか、学校現場だけでなく保護者や子ども達の中にも混乱と不安が見られる。そうした状況を少しでも緩和するため、市として情報提供の徹底、状況や要望の把握に努めるとともに、休校措置等にたいする合理的判断基準と科学的根拠を示すこと。

(18) 臨時休校中の家庭学習の支援において、家庭の状況によっては保護者がその役割を果たせない・ネット環境が整っていない等も考慮し、子どもの学習の機会保障を行うこと。

(19) 当面5月6日までの臨時休校を受けて、新学期の対応やその後の学習保障について、適宜、文部科学省が示したガイドラインに沿って具体的にどう対応するか明らかにすること。

(20) 臨時休校中における登校日が今後再開された場合、教室での机の距離を1m間隔ずつ開けるなど、最大限の感染拡大防止策を講じること。

(21) 臨時休校中の子どものストレス・運動不足解消のため、積極的に小中学校の校庭開放を行うこと。

(22) 6月実施予定の大阪府のチャレンジテストについては、交野市として実施しないこと。

(23) 放課後児童会や登校日を再開する場合には、感染拡大防止に万全の対策を講じること。消毒薬やプッシュ型の石鹸設置やマスク、非接触型体温計やペーパータオルの確保、保健室に空気清浄機の設置など必要な備品を調達すること。また、教室の換気の徹底を図るとともに、清掃、除菌のために人の雇用など特別の手立てをとること。

(24) 放課後児童会の過密化を防ぐため、教室の活用など緊急の対応を講じること。また、それに伴う人的支援の強化を行い、指導員の疲弊解消に努めること。

(25) 感染拡大防止を最優先することとあわせて、放課後児童会入会児童以外でも、家庭に保護者がいないなどの場合、学校で自主的に登校を受け入れるなど、居場所づくりを検討すること。

(26) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生計が苦しくなる家庭の増加を想定し、改めて就学援助制度の周知徹底を行うこと。

(27) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少世帯に放課後児童会費や給食費の減免制度等を創設すること。

(28) 経済状況の悪化や自宅待機などにより、家庭内の児童虐待やDVの悪化や増加が懸念されている。そうした状況を鑑み、緊急事態宣言のもとでも相談窓口を閉じないこと。また、増加を予測して、電話相談体制の強化とSNSを活用した相談体制の工夫を行うこと。

(29) 児童虐待やDVの相談窓口やその他の対応についての周知徹底を行うこと。

(30) 家庭の事情等により、給食が実施されないことで食事がままならない子どもの安全と健康の保障のために、食事の提供を行うこと。また、その際には福祉関係部署とも連携し、家庭訪問等による安否確認や状況把握に努めること。

以上